

《研究論文》

公立学校における宗教的中立性の法的検討

— 科学的知識の教授による児童生徒の「信教の自由」の侵害に着目して —

岡山大学大学院生 延 本 達 也

ABSTRACT

A Study about the Religious Education on Public School in Japan

Tatsuya NOBUMOTO

Graduate Student, Okayama University

The purpose of this paper is to examine the ideal method of "religious education". In Japan, It is illegal to teach religion on public school at present because the constitution and the fundamental law of education stipulate separation between church and state. The contents of "religious education" are classified as "denominational education", "cultivation of aesthetic sensitivity", "education of religious knowledge". In the three of them, only "denominational education" is banned, and others are not illegal.

On the other hand, in America, one problem of religious education on public school has been occurred. This kind of education problem in the U.S suggests the important view : in public school, some students believe in a religion which goes against the science. Therefore, there is a possibility that teaching science infringe freedom of religious of those students. In Japan, this problem has not happened so far, however, might occur in the near future. While, in public school in Japan, science education is accepted even if it is against to the particular religious doctrine, denominational education doesn't be permitted in public school as noted above. It is true that the forbiddance of denominational education is needed to protect religion freedom and separation of church and state, but it is difficult to say it is an ideal education.

For settlement of the problem, I suggest two solutions. First, enrich "cultivation of aesthetic sensitivity" in the school education more. Second, at the same time, provide more education of human rights for students. Not only educational administration but teachers must keep these points in mind and take their duty.

1 研究の目的

わが国では、戦後から現在に至るまで児童生徒の信教の自由を保障するため、政教分離原則に基づいて公立学校での宗教教育が禁止されてきた。この点につき、宗教教育を「宗派教育」「宗教的情操教育」「宗教知識教育」の三つに分類し、「宗派教育」は許されないが「宗教知識教育」は許されると解するのが従来の通説的見解となっている¹。その上で、「宗教的情操教育」の必要性和許容性についての論争が繰り広げられてきた²。また、近年ではある程度の宗教的偏りを許容して多様な宗派教育を行うことによってこそ、宗教教育の中立性と信教の自由が守られるとするもの³など、これまでの議論の枠組みに囚われない新しい見解の主張も有力である。

しかし、現実には次のような問題が顕在化しつつある。それは、科学と宗教の矛盾抵触が公教育に生ぜしめる問題、すなわち、宗教的知識と矛盾する科学的知識を公立学校で児童生徒に教えることにより、当該宗教を信仰する児童生徒の信教の自由が侵されるおそれがあるという問題である。ここで、「科学」と「宗教上の教義」あるいは「世俗的価値」を峻別するために、「科学」を定義しておく必要がある。科学の定義に必ずしもコンセンサスが得られているわけではないが、本稿における「科学」とは、宗教教育の対概念として把握される教科教育の内容としての科学を意味するものとする。その具体的な要素としては、少なくとも①自然法則によって導かれること②自然法則を参照して説明されること③実証可能であること④結論が確定的でないこと（ドグマがないこと）⑤反証可能であることが要求されるものとする⁴。

以上の事情を踏まえ、本稿は児童生徒の人権の衝突、つまり「信教の自由」と「科学を学ぶ権利」の衝突を回避する“公立学校における宗教的中立性のあり方”について日本国憲法の精神に照らしつつ考察することを目的とする。具体的には、まず公立学校における宗教教育の禁止の意味とその内容を整理する。次に、アメリカの進化論論争を例にあげ、科学教育が信教の自由を侵害する場面が存在することを示す。その上で、宗教的中立性に関する現代の通説的見解では必ずしもそうした場面に対応することができないことを指摘し、この問題に対する宗教的中立性の具体的なあり方を考察する。

2 公立学校における宗教教育の禁止の意味

(1) 信教の自由の含意

日本国憲法 20 条 1 項前段は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と定めている。信教の自由は、講学上①信仰の自由、②宗教的活動の自由、③宗教的結社の自由に分類される。すなわち、個人は①自由に宗教を信仰し、②その信仰に基づいて自由に宗教的活動を行い、③信仰を共有する人々と自由に団結することができるということである。

このうち本稿で問題となる①について、芦部は「信仰の自由とは、信教を信仰し、または信仰しないこと、信仰する宗教を選択し、または変更することについて、個人が任意に決定する自由である⁵」と説明する。「信仰する宗教を選択し、または変更すること（が自由である）」とは、「信仰する宗教を選択することができる」という意味である。例えば、キリスト教を信仰するものに対して、仏教信仰を強制することはできない。また、複数の宗教を信仰することを妨げることもできない。このように、個人は完全かつ任意に自己の信ずる宗教を信仰できる。「信教を信

仰し、または信仰しないこと（が自由である）」とは、「無宗教ないし無神論を認める」という意味である。一般に信教の自由といえば、前述したような信教を選択する自由が連想される。しかし、憲法上の信教の自由とは、信仰を持たないこと、すなわち無宗教や無神論をも認めるものである。ここで、信仰の自由は対国家性を有している点に注意する必要がある。信教の自由に限ったことではないが、憲法上の権利及び自由はすべて国家に対して意義を有する。よって信教の自由とは、国家が個人に信教を強制してはならないという意味である。また、信仰の自由は国家により絶対的に保障される。憲法 19 条に保障される「思想・良心の自由」と同じく、信仰の自由は精神的自由に分類される。心の中で何を考えても、誰にも迷惑をかけることはないので、精神的自由である信仰の自由は国家によって絶対的に保障されることになる。

つまり、日本国憲法 20 条 1 項前段は「国家によって個人の宗教選択を妨げられず、さらに信仰を持つこと自体も強制されない」旨を規定するものである。そして、この信仰の自由は個人の絶対的な自由であり、いかなる制約にも服さない。以下、特に断りなく「信教の自由」と記述する場合には、「信仰の自由」を核心とした宗教的自由に関する人権を意味することとする。

(2) 宗教的中立性と政教分離原則としての宗教教育の禁止

人権としての信教の自由を実現するために、すべての国家行為は宗教的に中立でなければならない。これを宗教的中立性といい、政教分離原則がその実現を担保している⁶。

では、公立学校において政教分離の原則はどのように働いているのだろうか。日本国憲法 20 条 3 項には「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とある。また、教育基本法 15 条 2 項は「国及び公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と規定している。これらは「宗教教育」を禁止することにより公立学校の宗教的中立性を保ち、その児童生徒に信教の自由を保障するという意義をもつ。このように、公立学校において、政教分離原則は「宗教教育を禁止する」という形態で表れている。

この点につき、そもそも公立学校における宗教的中立性とは「各個人が多種多様な立場を選択するがゆえに、集団としてはどの特定の立場にも偏らないこと」を意味するため、むしろ多種多様な宗派教育を行うことによって児童生徒に自らの信仰を選び取らせるべきだとする見解もある⁷。この見解によると、宗教教育の禁止による政教分離原則の貫徹は信仰の自由保障に必ずしも役立たないということになる。しかしながら、かかる議論は信仰の強要を伴わない宗派教育が可能であるとの前提の下にはじめて成り立つという点で非現実的であるし、日本国憲法 20 条 3 項及び教育基本法 15 条 2 項の「宗教教育…をしてはならない」との文言にも調和しない。また、教育する宗派を学校あるいは行政が恣意的に選択する危険性を孕むものであるから、児童が宗派を選択する前提となる「多種多様な宗派教育」の適正も完全には保障されず妥当でない。

これらの点に鑑みると、やはり信仰の自由は政教分離原則の一形態である宗教教育の禁止によって実現されるとの見解が現実的であろう。

(3) 禁止される宗教教育の内容

宗教的中立性に関するこれまでの議論を見ると、宗教教育は①宗派教育、②宗教的情操教育、③宗教知識教育の三つに分類できる。①は特定宗派の教義についての教育を意味するため、上述した通り信仰の自由との関係から当然禁止され、③は純粋な学問的知識の教育であるから原則として禁止されないというのが通説の見解である。

ただし、②についてはその可否を検討する必要がある。この点に関して、山口は「宗教的情操は、特定性のない一般的な宗教的感情、あるいは、全宗教に共通する共通感情として普遍的に存在することが前提とされねばならない⁸」とする。これに従えば、(1)宗教的な感情であって(2)特定の宗派のものではなく一般的な、もしくは(3)全宗教に共通の普遍的な情操の教育が宗教的情操教育であるといえる。

日本国憲法20条3項、教育基本法15条2項の規定は、「信教の自由」を担保するために公立学校の宗教的中立性を確保する手段として「宗教教育」を禁止している。信教の自由を保護することは、信仰の多様性を確保することと言い換えられる。とすれば、同条項は公立学校における「信仰の多様性」を前提にしているものと考えられる。したがって、「信仰の多様性」が確保される限りは同条項の禁止する「宗教教育」には当たらないと解すべきである。

宗教的情操教育についてみると、上述した(2)または(3)の要件において「一般性」や「普遍性」が要求されていることから、「信仰の多様性確保」という同条項の趣旨には反しない。なぜなら、「一般性」「普遍性」の高い宗教的情操の教育によって信仰が阻害されるとは考えにくいからである。よって、宗教的情操教育は同条項の禁ずる「宗教教育」にはあらず、許容されると考えられる。

なお、実際の教育行政も宗教的情操教育を肯定している。学校教育法2条1号には「幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とあり、同条4号には「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」とある。「豊かな情操」や「生命を尊び、自然を大切にすること」などは、「一般性」や「普遍性」を伴う宗教的情操教育の一側面となりうることが指摘される。また、同趣旨の規定は学習指導要領に具体化されている。例えば、道徳の内容について小学校第一学年及び第二学年を見てみると、「3(1)生きることを喜び、生命を大切にすることを」とある。さらに中学校を見てみると「3(2)自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める」とある。生きることを喜ぶことや、生命を大切にすること、また自然を愛護することや、美しいものに対する感受性をもつこと、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深化させることなどは、一般的に特定の信仰を持たなくても適宜宗教的行事に参加する文化を持つ日本においては、宗教的であって、かつ宗派を超えた普遍的な情操といえるであろう。

以上の通り、信教の自由を保障するために公立学校において宗教教育が禁止されているが、その内容としては宗派教育が禁止されているに過ぎず、宗教知識教育とともに宗教的情操教育については許容されると考えるのが妥当である。

3 科学的知識の教授による児童生徒の信教の自由の侵害の可能性

「ものみの塔」の信者である高等専門学校生が信仰上の理由から剣道実技の授業に参加しなかった結果、体育の単位を不認定とされ原級留置処分及び退学処分を受けたという事件がある⁹。これは、特定の「宗教上の教義」が、必ずしも科学とはいえない「世俗的価値」と相克する場合において、「教育内容」として「世俗的価値」を伝達することにより特定の「宗教上の教義」を信ずる児童生徒の信教の自由が侵されるおそれのあることを指摘するものである。こうした特定の「宗教上の教義」と「教育内容」が矛盾するという問題は、政教分離を原則とする国家・社会で起こりうるものであるところ、20世紀初頭のアメリカで生じた「人類の起源をめぐる進化論者・

創造論者間の公教育上の対立論争」は、その「教育内容」が「世俗的価値」ではなく「科学」であるという点で特に注目される。

ダーウィン進化論は、人類の起源について「突然変異と適応、自然淘汰によって人間がサルから進化した」と説明する。そして細部は違うにしる、ダーウィン進化論を原点とする進化論はすべて「人間がサルから進化した」と考える。他方、創造論とは、聖書を尊重するキリスト教「原理主義者」と「福音派」が主張する人類の起源説である。聖書には、人類の起源について次のような記述がある。「神は言われた。『我々にかたどり、我々に似せて、人を造ろう。そして海の魚、空の鳥、家畜、地の獣、地を這うものすべてを支配させよう。』¹⁰」、「神は御自分にかたどって人を創造された。神にかたどって創造された。男と女に創造された¹¹」、「主なる神は、土（アダムの塵）で人（アダム）を形づくり、その鼻に命の息を吹き入れられた。人はこうして生きる者となった¹²」。ここから分かるように、「原理主義者」と「福音派」が主張する創造論では「人間は神様が創造した」と考える。

これらのことから、進化論者と創造論者が対立している理由が自ずと明確になる。すなわち、両説ともに人類の起源に関する言説であるという点では一致しているが、その前提及び論理、結論に大きな齟齬がある。したがって進化論者には「人間は神様が創造した」という客観的根拠に乏しい主張が受け入れられず、他方で創造論者には「人間はサルから進化した」という聖書の記述に反する主張が受け入れられないのである。

こうした進化論争¹³は、公教育において進化論を教授する際、信教の自由や表現の自由¹⁴と関連して公教育上の問題として顕在化する。すなわち、進化論と相反する宗教上の教義を信仰する児童生徒、具体的に言えば創造論を信ずる児童生徒に対して進化論を教授することにより、当該児童生徒の信教の自由を侵害してしまうおそれがあるという問題である。

なお、実際に、この問題を重く受け止めたアメリカの創造論者は 20 世紀初頭より、進化論教育を禁止するという反進化論州法、進化論と同等のカリキュラムで創造論を指導するという授業時間均等州法などを次々と成立させた。しかし、これらの法案が表現の自由や信教の自由を侵害すると考える者も多く、いずれの法案も連邦最高裁で違憲と判断されている¹⁵。

そして現在でも、論理武装した創造論である Intelligent Design (ID) 理論やそれをふまえた教育が創造論者により提唱されている¹⁶。他方、これを特定宗派の教育による信教の自由の侵害であると考えている者の中には、空飛ぶスパゲッティーモンスター教 (Church of the Flying Spaghetti Monster) というパロディカルトを通じて ID 理論及びその公立学校における教育を批判している者もいる¹⁷。

4 宗教的中立性に関する通説的見解の限界と宗教的中立性の具体的なあり方

日本やアメリカなど、厳格分離型の政教分離原則を採用している国家では、公立学校において宗派教育を行うことが禁止されている¹⁸。他方、日々研鑽される科学的知識については原則いかなる制約もなく教育されるべきだと考えられている。また、アメリカの進化論論争から明らかのように、ときに科学的知識は宗教的知識と矛盾してしまう。こうした状況下で通説的見解に従って公教育における宗派教育を禁止すると、特定宗派の信教の自由が科学的知識の教育により侵害され続けることになりかねない。要するに、通説的見解の限界とは、政教分離の観点から特定の「宗教上の教義」の教育が行われないうまに、これと反する内容の「科学」教育が公教育で行わ

れた場合に、当該宗教を信仰する児童生徒の信教の自由が無防備に侵されてしまう危険性があることを意味する¹⁹。

ここで、日本においてこの問題が正面から顕在化したことは（少なくとも裁判事例としては）ないということを補足しておかなければならない。3の冒頭で述べたとおり、特定の「宗教上の教義」と「世俗的価値」との相克が問題となった事例はあるが、「宗教上の教義」と「科学」との矛盾が真っ向から問題となった事例ははまだ存在しない。しかしながら、学校教育における法令順守が叫ばれ、信仰も多様化してきている日本においてアメリカと同様の問題が起こる可能性は十分にある。以下、このことを前提に、いわば紛争の予防的措置として公立学校における宗教教育の方向性を論じる。

基本的人権としての信教の自由とは「自己の信仰をもち、それに基づき行動し、団結する権利」であり、そこには、固有性、不可侵性、普遍性という三つの性質が備わっている。固有性は「人が人であるだけで当然に人権を有していること」、不可侵性は「国家によって不当に人権を侵害されないこと」、普遍性は「誰もが等しく人権を有していること」をそれぞれ意味する。このように、基本的人権である信教の自由は諸権利のうち最も厳格に尊重され、保障されるべき対象である。

他方、科学を学ぶ権利²⁰というのも当然に正当化される。日本国憲法21条は知る権利を保障するものである。知る権利とは、「政府が保有する情報を積極的に公開することを求める権利」であるとともに「多様な思想や情報を受け取ることを、公権力によって妨げられない権利」でもある。前者は社会権的、後者は自由権的側面であるが、この両面から公立学校の教育課程に科学を入れることが正当化される。また、判例上、日本国憲法26条は学習権を保障していると解されることから、学習者が自発性をもって科学を学びたいと考えた際にはこれを学習権の一種として保障すべきである²¹。このように、科学を学ぶ権利は「知る権利」と「学習権」という人権概念から根拠付けられるため、固有性、不可侵性、普遍性も当然に備わっており、信教の自由と同程度の保障を受けると解すべきである²²。

以上のことから、宗教的中立性の検討にあたっては、信教の自由と科学を学ぶ権利が衝突する可能性も頭に入れておく必要がある。すなわち、特定教徒の信教の自由を保障するために宗派教育を行う（政教分離原則を緩和する）と不特定多数の信教の自由と科学を学ぶ権利が侵され、他方、これらの権利を保障しようと宗派教育を禁止する（政教分離原則を貫く）と特定教徒の信教の自由が無防備に侵されるということである。

表：宗教—科学が矛盾する場合の教育における人権侵害

| | A 教 徒 | A教徒以外の宗教徒 | 無宗教・無神論者 |
|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| ①A宗教に反する科学教育のみを行う (政教分離を貫徹) | 信 教 の 自 由 : × 科学を学ぶ権利 : ◎ | 信 教 の 自 由 : - 科学を学ぶ権利 : ◎ | 信 教 の 自 由 : ◎ 科学を学ぶ権利 : ◎ |
| ②科学に反するA宗派教育のみを行う (政教分離を緩和) | 信 教 の 自 由 : ◎ 科学を学ぶ権利 : × | 信 教 の 自 由 : × 科学を学ぶ権利 : × | 信 教 の 自 由 : × 科学を学ぶ権利 : × |
| ③A宗教に反する科学とA宗派を並行 して教育する (政教分離を緩和) | 信 教 の 自 由 : ○ 科学を学ぶ権利 : ◎ | 信 教 の 自 由 : × 科学を学ぶ権利 : ◎ | 信 教 の 自 由 : × 科学を学ぶ権利 : ◎ |
| ④A宗教に反する科学と宗教的情操を 並行して教育する (政教分離を貫徹) | 信 教 の 自 由 : △ 科学を学ぶ権利 : ◎ | 信 教 の 自 由 : - 科学を学ぶ権利 : ◎ | 信 教 の 自 由 : △ 科学を学ぶ権利 : ◎ |

※ ◎は完全なる保護, ×は完全なる侵害, ○と△はそれらの中間, -は不定

表は、宗教と科学が相反する場合の公教育における児童生徒の人権侵害について、教育対象を分類して整理したものである。各記号については、「◎、○、△、×」という順に人権保障の程度が下がること、「-」は一義に保障の程度を決定できない場合であることを意味する。①の場合、A教徒の信教の自由は完全に侵害され、②の場合には教育対象にかかわらず科学を学ぶ権利がいずれも完全に侵害される。また③の場合には、政教分離を緩和してA宗派教育を行うことから、A宗教の教義に反する科学教育が行われてもA教徒の信教の自由はある程度保障されることになるが、A教徒以外の宗教徒及び無宗教・無神論者は異教の教義を強制されることになりその信教の自由が完全に害される。

他方、④について検討すると、科学を学ぶ権利については、宗教的情操教育の性質（科学を否定するものではなく、科学と共存し、あるいは別領域のものであるという性質）を考慮すれば、教育対象を問わず侵害されることはないと考えられる。また、A教徒の信教の自由は、科学教育によって多少の侵害を受けることになるが、宗教的情操教育により科学教育の弊害を中和できるため、侵害の程度は緩和される。さらに、A教徒以外の宗教徒について、A教徒と同趣旨の教義を持たない場合には科学教育によって信教の自由が侵害されることはなく、仮にA教徒と同趣旨の教義を持っていたとしても宗教的情操教育によりその侵害の程度はやはり緩和される。加えて、無宗教・無神論者の信仰の自由については、宗教的情操教育が特定の宗教を前提とするものではないという点で、不完全ながらも保護されると考えることはできる。

このように、④の場合にのみ、各人の人権に対する「完全なる侵害」が生じないものと考えられる。立憲主義的憲法を有する日本において、「完全なる侵害」が生じないことの意義は大きい。したがって、公立学校における宗教教育の実施にあたっては、政教分離原則を緩和して宗派教育を容認する論調とは一線を画し、政教分離原則を貫き宗派教育を禁ずる従来の通説的見解をベースにして宗教的情操教育を充実させるべきであると考えられる。すなわち、宗派教育を禁止しつつも、その弊害を宗教的情操教育で補うことにより宗教的中立性を維持すべきであると考えられる。

5 結 語

学校は、国家・社会の形成者としては未熟な子どもたちの人権が、公の性質を伴う価値の伝達を通じて危機にさらされる可能性を内在した場でもある。教育行政機関や学校がこれを自覚し、それぞれのケースに応じて細やかな検討・説明を踏まえた対策が取られなければならない。

このことを前提に、公立学校の宗教教育においては、宗教的情操教育の充実を伴う宗教的中立性を志向しつつ、同時に人権教育を徹底しなければならないと本稿は結論付ける。すなわち、科学教育の実施と宗派教育の禁止を前提として、宗教的情操教育と人権教育を充実させるということである。宗教的情操教育により人権の衝突を回避あるいは緩和できたとしても、児童生徒が互いに「寛容の精神」を持たなければ結果的に各人の信仰の自由を保障することができないからである。

なお、本稿は特定の「宗教上の教義」と「科学」が相克する場合に生じる教育課題を対象とするものであるが、「宗教上の教義」と「世俗的価値」が相克する場合における宗教的中立性のあり方については別途の考慮を要する。なぜなら、剣道実技教育・道徳教育などを通じて伝達される「世俗的価値」は、「科学」の諸要素を十分に満たしておらず、より「宗教上の教義」との区

別が難しいためである。

さらに、宗教的情操教育は特定の宗教を前提としない点で宗教的色彩の薄い教育であるとはいえ、「無宗教・無神論の信教の自由」を絶対に侵さないという保障はない。そのため、「無宗教・無神論の信教の自由に対する配慮」も上記課題とあわせて今後の検討を要する。

【註】

- 1 中央教育審議会答申『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について』2003年でもこのことが確認されている。
- 2 家塚高志「宗教教育と宗教的情操教育」『宗教教育の理論と実際』1985年12-21頁、大崎素史「教育基本法改正の歴史と問題点—宗教教育の視点から」『現代宗教2007』2007年39-62頁など。
- 3 中村清「宗教教育をめぐる諸問題」『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』第29号2006年217-228頁
- 4 科学の定義は難しく、一義的ではない。そこで、進化論裁判の判旨(Mclean v. Arkansas Board of Education, Decision by U. S. Court Judge William R. Overton, January 5, 1982)を参考にして「科学」の要素を提示するにとどめた。なお、科学(教育)についてはF James Rutherford, Andrew Ahlgren『Science for All Americans: Project 2061』Oxford Univ 1991により詳細で正確な記述がある。
- 5 芦部信善『憲法(第四版)』岩波書店2007年147頁
- 6 判例(最大判昭52.7.13民集31巻4号533頁)も、政教分離を「国家と宗教との分離を制度として保障することにより間接的に信教の自由の保障を確保しようとする」規定であると把握し、信教の自由と政教分離を「予定調和」的に理解しようとしている。ただし、一部の学説・裁判例(長谷部恭男『憲法(第4版)』新世社2008年200頁、神戸地判平5.2.2判夕813号134頁)から、信教の自由の保障と政教分離原則はその趣旨を厳格に貫けば互いに衝突する緊張関係にあるとの指摘がなされている点には留意すべきである。
- 7 中村清 前掲論文 225頁
- 8 山口和孝「戦後の宗教と教育をめぐる争点と課題」『教育学研究』第65巻第4号1998年37頁
- 9 最判平8.3.8民集50巻3号469頁
- 10 財団法人日本聖書協会『創世記1章26節』cited-091213 <http://www.bible.or.jp/index.html>
- 11 同上『創世記1章27節』
- 12 同上『創世記2章7節』
- 13 進化論論争についてはRichard Dawkins『THE GOD DELUSION』Houghton Mifflin2006、Stephen Jay Gould『ROCKS OF AGES』Vintage2002などで科学(生物学)者の視点から創造論に対する主張が展開されている。なお、各々2007年に早川書房、日経BP社より訳本が出版されている。
- 14 合衆国憲法修正第1条には「合衆国議会は、国教を樹立、または宗教上の行為を自由に行なうことを禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに、市民が平穏に集会しまた苦情の処理を求めて政府に対し請願する権利を侵害する法律を制定してはならない」とある。信教の自由や表現の自由は、この条文に根拠を求めることができる。
- 15 これらの州法は特定宗派に対する援助に他ならず、政教分離を緩和するものであることから違憲とされた。論争と裁判経過についてはNumbers R L「Creationism in 20th-Century America」『Science』218:538-544,1982、Johnson Phillip E『Darwin on Trial(second edition)』inter Varsity Press1993を参照のこと。邦本・訳本では鶴浦裕『進化論を拒む人々—現代カリフォルニアの創造論運動』勁草書房1998年、ナイルズ・エイドリッジ(渡辺政隆訳)『進化論裁判』平川出版1991、アービング・ストーン『アメリカは有罪だ(下)』サイマル出版会1973年などが詳しい。
- 16 創造デザイン学界cited-091213 <http://www.dcsociety.org/index.html>
- 17 ポピー・ヘンダーソン(片岡夏実訳)『反進化論講座—空飛ぶスパゲッティモンスターの福音書』築地書房2006年
- 18 合衆国憲法修正第1条、日本国憲法20条3項を参照のこと。なお、合衆国憲法修正第1条では主語が「連邦議会」となっているが、現在では「州」の権力行為についても適用されると解されている。
- 19 政教分離原則を教育現場において厳格に貫くことで、特定教徒の信仰の自由が侵される。まさに註6で触れた学説・裁判例の示唆が妥当する場面であると考えられる。
- 20 「科学を学ぶ権利」が憲法上、明示的に保障されているわけではない。
- 21 最判昭51.5.21刑集30巻5号615頁
- 22 「科学を学ぶ権利」が厳格に「信教の自由」と同程度の保障を受けるべきかを検討する余地は残る。しかし、両者が人権として尊重されるべき対象であるという点に異論はないといえる。